

タブレット端末を利用するための情報記録

- タブレット端末の「管理番号」
- タブレット端末の「ログイン ID（アカウント）」
- タブレット端末の「パスワード」

※タブレット端末の情報を他人に知られないように保管しましょう。

目次

1	各種様式に関する説明	・・・4
2	タブレット端末の利用について	・・・5
3	機種及び付属品について	・・・6
4	タブレット利用上の注意事項	・・・6
4-1	タブレットを利用する上での約束	・・・6
4-2	タブレット持ち帰り時の取り扱いについて	・・・7
4-3	禁止事項	・・・8
4-4	制限事項	・・・8
4-5	情報モラルに関すること等	・・・9
5	タブレットの初期設定等について	・・・10
5-1	タブレットの起動の仕方	・・・10
5-2	タブレットの家庭内ネットワークへの接続方法	・・・11
5-3	学習ソフトの使い方について	・・・14
6	タブレット紛失・破損等の対応について	・・・16
7	児童生徒転出入時の対応について	・・・19
	学習用タブレット端末等利用届	・・・20
	【届出様式】学習用タブレット等紛失届（保護者用）	・・・22
	【届出様式】学習用タブレット等紛失届（学校用）	・・・23

【届出様式】タブレット等破損届・修理願い

・・・24

1 各種様式に関する説明

本手引きに掲載している各種様式についての説明を記載します。

1 学習用タブレット端末等利用届

【記入者】新入学児童生徒の保護者、転入生の保護者

【提出先】各学校

【備考】記入者から提出先に提出いただいてからタブレット等の貸与をします。

2 6-1 【届出様式】タブレット等紛失届（保護者用）

【記入者】保護者

【提出先】各学校

【備考】紛失が発生した場合に提出します。

3 6-2 【届出様式】タブレット等紛失届（学校用）

【記入者】学校

【提出先】業者

【備考】学校で作成した本様式を PDF 化して、学校から業者にメールで送付します。

4 6-3 【届出様式】タブレット等破損届・修理願い

【記入者】保護者

【提出先】各学校

【備考】故意か否かにかかわらず、破損が生じた場合に提出します。

いずれの様式についても、原則として、提出があった児童・生徒が卒業もしくは転出するまでは、廃棄せず学校で保管してください。

2 タブレット端末の利用について

保護者の皆様へ

～ ICT環境を活用した子どもたちの学力の向上と学びの保障について ～

西東京市教育委員会では、国が推進する「GIGAスクール構想」の実現と、子どもたちの学びを保障するため、小中学校の子どもたちへ1人1台のタブレットを貸与いたします。

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な時代の中で、子どもたちは自分のよさや可能性を認識しながら、多様な人々と協働し社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手として活躍することが期待されています。

また、学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力として、「情報活用能力」を言語能力や問題発見・解決能力とともに位置付けています。

タブレットの導入により、学校での本格的なICT環境が整備されることから、ICTを活用した学びの充実を図り、多様な子どもたちに対応して、誰一人取り残すことのなく、個々の能力を引き出す教育を実現してまいります。

また、緊急事態等においても子どもたちの学びを止めないという観点からオンライン授業により学校と家庭をつないだ新しい学びの風景も実現しています。

タブレットは、鉛筆やノートと同様な「文房具」の一つとして、これから普通の授業だけでなく、家庭での学習など様々な場面でタブレットを、いつ、どのように使うかを子ども自身が考え、決めて学びます。

子どもたちがICTを正しく理解し、自分の夢や目標を持ちながら、学習や学校生活に意欲的に取り組み、豊かな人生を生き抜く力を身に付けられるよう保護者の皆様には本手引きに記載のルールなどをご理解いただきますようお願いいたします。

令和7年12月

西東京市教育委員会

※ 「ICT」とは

Information and Communication Technology（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー）の略で、通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のことです。

※ 「GIGA」とは

Global and Innovation Gateway for All（グローバル アンド イノベーション ゲートウェイ フォー オール）の略で、「すべての人に国際的、革新的な入口を」という意味です。

3 機種及び付属品について

- ・本 体 Dynabook C70 （以下「タブレット」）
- ・付属品 AC アダプタ、タッチペン



Dynabook C70 について、タブレットとキーボードがマグネット着脱式の「デタッチャブル型」となっております。

着脱は机上で行っていただき、落下して破損すること等がないようご注意願います。



Dynabook C70 について、キーボード右側にタッチペンを格納する箇所がございますが、タブレットの破損や蓋の紛失の恐れがございますので、使用しないようにお願いします。

4 タブレット利用上の注意事項

このタブレットは、学校および家庭での学習で活用していただく情報機器です。タブレットは児童生徒に貸与し、入学から卒業まで利用します。紛失・破損しないよう、下記の注意事項に注意して利用してください。

4-1 タブレットを利用する上での約束

- ・学校や家庭で学習するためのツール（道具）として利用してください。
- ・SNS やネットゲームは、原則利用できません。

- パスワードは他人に教えないでください。
- カメラ撮影・動画撮影（スクリーンショットを含む）を行うときは、撮影される人の許可を得てください。
- 他人の画像・音声・動画・個人情報（名前、住所等）は、本人の同意にかかわらず、所持・送信・公開してはいけません。
- 本人の同意に関わらず、他人のタブレットを使用等してはいけません。
- 長時間利用する際は、途中で休憩をするなどして、健康面にも配慮してください。
- 授業中等、先生の指示に従って利用してください。
- 自宅に持ち帰った際は、ＡＣアダプタを使用して充電してください。
- 紛失や盗難、破損等には十分に気をつけてください。紛失や盗難、破損等が起きた場合は担任へ速やかに報告してください。

4-2 タブレット持ち帰り時の取り扱いについて

1) タブレットの充電について

- タブレットの充電状況をよく確認しておいてください。充電容量が 50% 以下になる前に、なるべく充電をお願いします。
- 充電する場合には、タブレットと共に貸し出すＡＣアダプタで充電してください。
- タブレットは精密機械です。大切に取り扱いってください。タブレットは防水ではありません。飲み物をこぼしたり、トイレや浴室等で使ったりすると故障の原因となります。また、落としたり、重いものを乗せたりしないでください。
- 万一、紛失や故障等があった場合には、すぐに担任へ申し出るとともに、16 ページの「タブレット紛失・破損等の対応について」に従って手続きしてください。

2) 家庭で利用しているネットワークへの接続について

- Wi-Fi 接続設定を行うことにより、ご家庭でのネットワーク利用が可能です。

3) タブレットのご家庭での使用ルールについて

- タブレットのご家庭での使用ルールについては、家庭内で話し合いながら決めてください。

4-3 禁止事項

1) アプリケーションソフト（以下「アプリ」）の削除禁止

- すでにインストールされているアプリを削除してはいけません。

2) アプリのインストールについて

- 無断でアプリをインストールすることはできません。インストールすることで他人の情報機器に悪影響を及ぼし、インターネットに接続できない・個人情報漏洩するといったことが生じる危険性があります。

3) 学習目的以外のサイトの利用について

- 学習目的外のサイトを利用することはできません。有害サイト等への接続を防止するため、接続サイトのログが記録されます。

4) セキュリティについて

- タブレットにはアプリの削除・インストールの制限、学習目的以外のサイトの利用制限などが設定されています。これらの設定を故意に変更するような行為をしてはいけません。間違って設定を変更してしまった場合は、すぐに学校に申し出てください。

5) 他人の ID の使用とタブレットの貸し借りについて

- 勝手に他人の「ID・パスワード」を不正に使用する行為は禁止します。
- タブレットは西東京市教育委員会の持ち物です。友人等、他人に貸したり、借りたりすることは禁止します。それによって、無用なトラブルを防ぐことができます。

（学校の指示がある場合は、この限りではありません。）

- 保護者が自己の都合でタブレットを利用することもできません。

4-4 制限事項

1) パスワードの変更

- パスワードの変更は原則としてできません。厳重に管理してください。

※パスワードの流出の恐れがある場合には、すみやかに学校へお申し出ください。アカウントの利用停止、パスワードの変更等の対応を行います。

2) パスワード忘れ

- ・パスワードを忘れてしまった場合には、すみやかに担任へお申し出ください。パスワードを再通知いたします。

3) メール（Gmail）の利用について

- ・学習用タブレットのメール機能（Gmail）は、市内の同じ学習用タブレットへの送信、受信のみに制限されています。

4-5 情報モラルに関すること等

1) インターネットについて

- ・インターネットは調べ学習など、学習の一環で利用します。有害サイト等、学習に関係のないものは利用しないでください。

2) 機器依存症について

- ・ご家庭でのタブレット利用は保護者の監督のもとでお願いします。深夜までタブレットを利用すると、依存症など健康を害する恐れがあります。お困りの場合には、遠慮なく担任へお申し出ください。

3) タブレット等に貼付のシールについて

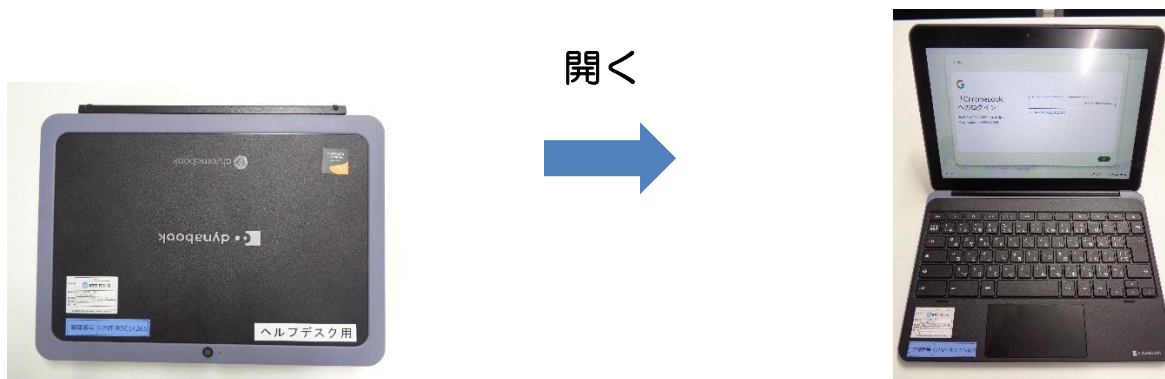
- ・児童生徒全員が同一機種を利用しますので、テープに書いてある番号でタブレットを分けています。タブレット等に貼付のシールは、はがさないでください。

5 タブレットの初期設定等について

5-1 タブレットの起動の仕方

本体のカバーを開くと自動で電源が入ります。自動で電源が入らない場合には、電源ケーブルをつなぎ、本体右側面のスイッチを押してください。

起動後、アカウント名とパスワードを入力します。



起動しない場合



5-2 タブレットの家庭内ネットワークへの接続方法

- ① タブレットを起動します。通常はカバーを開くと自動で電源が入りますが、自動で電源が入らない場合は、電源ケーブルをつなぎ、本体右側面の電源ボタンを押してください。



- ② 起動後、下記の画面が表示されるので、ご自宅の無線ネットワークに該当するネットワーク名をクリック（タップ）して下さい。ネットワーク名が1つも表示されない場合は、手順⑤に進んでください。



- ③ ご自宅のネットワーク機器の設定に沿ってパスワードを入力し、接続をクリックまたはタップしてください。



- ④ ログインの画面が表示されればネットワーク接続完了です。アカウントとパスワードを入力してご利用ください。



左図の画面に切り替われば、
正常にネットワークに接続されています。

- ⑤ 起動後の画面にネットワーク名が1つも表示されない場合、端末の無線ネットワーク機能が無効になっている可能性があります。画面右下のステータストレイを開き、無線ネットワークのアイコンをクリック（タップ）して有効にしてください。ネットワーク名一覧が表示されたら手順②に戻ってください。

②無線ネットワークの
アイコンをクリック(タップ)



①ステータストレイ
をクリック(タップ)

③下図のメッセージが表示されます



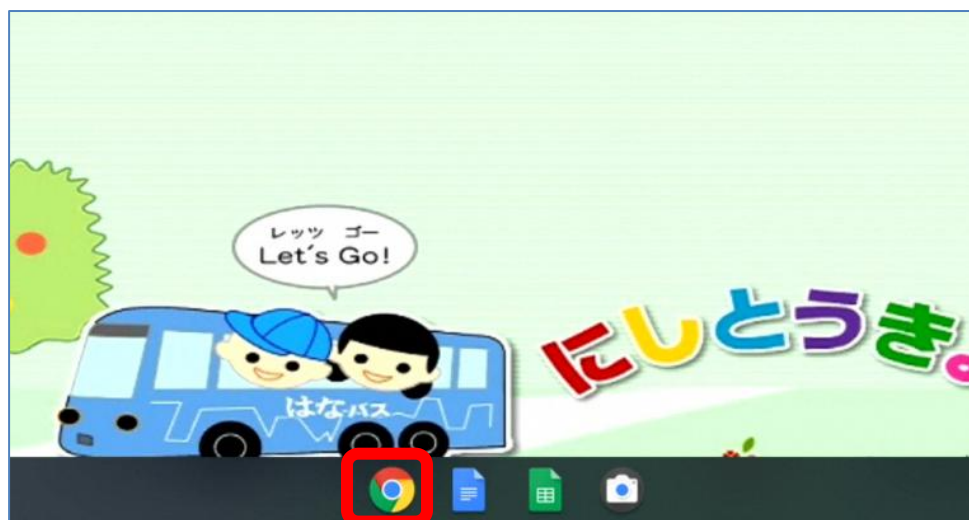
④ネットワーク名一覧が表示されます



5-3 学習ソフトの使い方について

1) 学習ソフト（ミライシード）の起動の仕方

- ①デスクトップ画面下部の「GoogleChrome」アイコンをクリックまたはタッチします。



- ②ブックマークバー上の「nishitokyo.ed.jp のブックマーク」内にある「ミライシード 児童・生徒用」をクリックまたはタッチします。



- ③ログイン画面が表示されたら、ほかの ID でログインの下にある「Google」をクリックまたはタッチするとミライシードに自動でログインされます。

ベネッセの義務教育向けICTソフト

ミライシード 児童生徒ログイン

先生からもらったIDとパスワードを入力しよう

学校コード

ID

パスワード

☒ 学校コード・IDを保存する

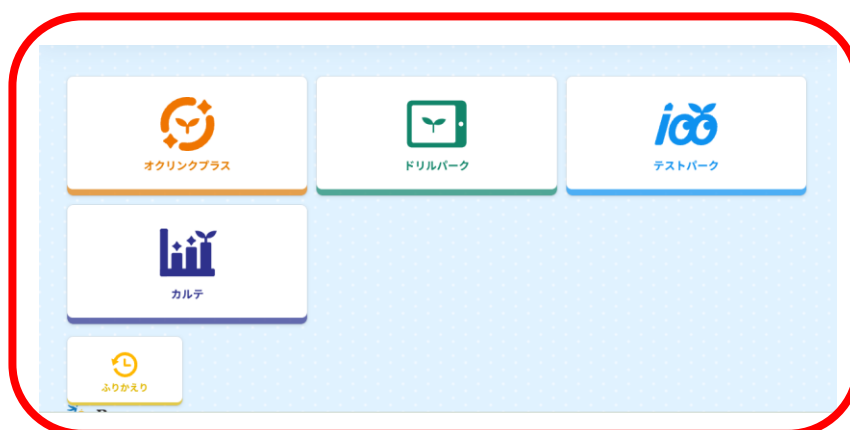
ログイン

ほかのIDでログイン

 Google

 Microsoft

- ④ミライシードにログインされたことを確認します。



6 タブレット紛失・破損等の対応について

タブレット等は、西東京市教育委員会から児童生徒に学習用ツールとして貸与するものです。紛失や破損をしないよう十分注意して、利用してください。

万一、紛失・破損等した場合は、次のとおり対応いただくようお願いします。

1 紛失対応

○タブレットを紛失したときは、緊急性があるため、以下の対応をお願いします。

※タブレットの付属品（AC アダプタ、タッチペン）の紛失は②以下の対応をお願いします。

- ① 電話で、保護者 → 担任 → 副校長（校長）
- ② 「学習用タブレット等紛失届（保護者用）」を担任に提出（保護者→学校）、状況確認（学校）
- ③ ②の報告書を基に「タブレット端末破損・紛失一報報告書」を作成して提出（学校→教育指導課）

④ タブレット等を紛失してから2週間は、搜索（学校、保護者）
搜索中は児童・生徒には教員用タブレット等の予備を使用

- ⑤ ④で2週間搜索してもタブレット等が見つからなかった場合は、教育指導課に報告（学校→教育指導課）

教育指導課への報告が完了次第、②の報告書を基に「学習用タブレット等紛失届（学校用）」を作成し、校長印押印の上、PDF 化して学校代表メールで送付（学校→業者）

■「故障時の対応フロー」>4.紛失・盗難時について>対応方法>1を参照

- ⑥ WEB フォームにて端末等払い出しを申請（学校→業者）

■「故障時の対応フロー」>4.紛失・盗難時について>対応方法>2を参照

- ⑦ 代替えタブレット等の受領（業者→学校→児童生徒）

※⑤のメール送付を行ってから、3～5営業日で送付される予定です。

- ⑧ 紛失したタブレットが見つかった場合は、報告を入れてから（学校→教育指導課）、発見されたタブレットを着払いにて送付（学校→業者）

■「故障時の対応フロー」>4.紛失・盗難時について>対応方法>備考を参照

※着払い伝票を教育指導課から交換便でお送りする予定ですので、タブレットを入れた段ボールに貼付して送付してください。学校から業者へタブレットを送付する際は、裏紙等を丸めてタブレットの周りに入れて緩衝材代わりにする等の対応をお願いします。

※紛失した AC アダプタもしくはタッチペンが見つかった場合は、学校から教育指導課に報告を入れてください。対応についてお伝えいたします。

※学校外で紛失した場合は、警察への紛失届の提出について、状況に応じて
ご対応願います。

2 破損対応

○タブレット等を破損したときは、以下の対応をお願いします。

① 本体等と「学習用タブレット等破損届・修理願い」をもって担任に提出（保護者→学校）、状況確認（学校）

② 学校が故意と認定した場合は①の報告書を基に「タブレット端末破損・紛失一報報告書」を作成して提出（学校→教育指導課）

※故意認定がない場合は、「タブレット端末の破損・紛失報告一覧表」に記載の上、次月 10 日までにまとめて報告（学校→教育指導課）

③ WEB フォームにて端末等払い出しを申請（学校→業者）

■「故障時の対応フロー」>故障・修理申請の流れ>2-①～③を参照

④ タブレットを破損した場合は、③の受付完了メールが届き次第、端末番号とシリアルナンバーを統合型校務支援システムメールにて担当に報告（学校→教育指導課）

※付属品の破損の場合は④の対応は不要。

⑤ 破損タブレットを着払いにて送付（学校→業者）

■「故障時の対応フロー」>故障・修理申請の流れ>3を参照

※着払い伝票を教育指導課から交換便でお送りする予定ですので、タブレットを入れた段ボールに貼付して送付してください。学校から業者へタブレットを送付する際は、裏紙等を丸めてタブレットの周りに入れて緩衝材代わりにする等の対応をお願いします。

※AC アダプタもしくはタッチペンが破損した場合は、学校で保管をお願いします。追って保管物品の対応について周知する予定です。

⑥ 代替えタブレット等の受領（業者→学校→児童生徒）

※タブレットについては、⑤で送付してから、3～5営業日で代替えタブレット等が送付される予定です。付属品については、③で申請してから、3～5営業日で送付される予定です。

3 弁償費用

タブレット端末及び AC アダプタの紛失や、悪質な行為等の理由による破損は、再購入、修理に係る費用を弁償していただきます。

タッチペンについては、学校での状況確認の結果、紛失・破損が学校の管理下のときは、学校予算で購入して対応、家庭管理下（持ち帰りしているとき）のときは、保護者に弁償していただきます。

※学校予算区分については追って周知する予定ですので、今しばらくお待ちください。

なお、費用弁償の請求については、教育委員会で行います。

【 弁償費用 】

- ・タブレット紛失 …… 80,000 円～120,000 円程度
 - ・タブレット破損 …… 液晶ディスプレイ破損の場合、46,900 円程度～
キーボード不具合の場合、30,500 円程度～ 等
- ※破損箇所の修理費用による
※修理不可能な場合は、紛失と同じ弁償費用となります。
- ・ACアダプタ …… 10,000 円程度～
 - ・タッチペン …… 200 円程度～

※紛失又は破損時に係る費用は、令和7年 12 月時点のものであるため、市場価格や破損状況等により費用が異なる場合があります。

7 児童生徒転出入時の対応について

令和7年度1月の第2期タブレットへの入れ替えに伴い、タブレットの予備は学校ではなく業者にて管理することとなりました。

つきましては、児童生徒の転出入等により、端末に過不足が生じた場合は、次のとおり対応いただくようお願いします。

1 児童生徒転入時

- ① 「学習用タブレット等利用届」を提出（保護者→学校）
- ② 児童生徒の転入があった旨連絡（学校→教育指導課）
- ③ 代替えタブレット等の受領（教育指導課→学校→児童生徒）

2 児童生徒転出時

- ① 児童生徒の転出があった旨連絡（学校→教育指導課）
- ② 転出にて余剰となったタブレットの回収（教育指導課）

※転入と転出が同じタイミングで発生した場合、かつ転出入者が同数の場合は、「1 児童生徒転入時」の①の対応以外は不要です。転出入者に差分がある場合は、転入者と転出者の数をそれぞれ教育指導課にご連絡ください。

学習用タブレット端末等利用届

西東京市立〇〇小（中）学校長 宛

私は、西東京市立〇〇小（中）学校から貸与される学習用タブレット等（付属品も含む。以下同じ。）の利用について、「学習用タブレット利用の手引き」に記載された事項を確認した上で、下記事項を遵守し、学習用タブレット等を利用することを届け出ます。

記

- 1 貸与されるタブレット等については、子どもが学習するためのツール（道具）として利用します。友達等、他人に貸したり、借りたりすることはしません。また、学習活動以外で利用することはしません。
- 2 インターネットの利用は、Google Workspace for Education（※Google が提供する各種アプリケーション）、オンライン会議サービス（Google Meet、Zoom、Microsoft Teams）、学習ソフト（ミライシード）、その他学校で指定する学習用クラウドサービス、調べ学習など、子どもの学習にのみ利用します。学習に関係のない有害サイト等へのアクセスや、アプリケーションのインストール、SNSの利用、動画・音声配信等はしません。
- 3 貸与されるタブレット等を利用した学習に伴い、上記2の利用の際に、児童（生徒）の氏名、学校名、学年、組、出席番号、学習の記録、学習の写真・動画等、教育活動のために必要な個人情報を利用及び保管して、学習活動等を行うことに同意します。
- 4 学校が必要と判断し、オンライン授業やそれに類する授業（オンライン授業と対面授業の併用等）を実施する際、上記3に記載する個人情報を含めて授業（※）を実施し、その様子をオンライン会議サービス内でオンライン配信することに同意します。
※氏名で呼びかける、教室のライブ映像を配信する等
- 5 タブレット等の貸与については、リース物品の貸与を受けているものと認識し、売却、廃棄、故意に破損（汚損を含む。以下同じ。）、装飾等はしません。
- 6 タブレット等の管理については、子どもは年齢等に応じた適切な管理をする注意義務を負い、保護者は、適切に管理する注意義務及び子どもに年齢等に応じた適切な管理をさせる注意義務を負うことを認識して利用します。

7 タブレット等を紛失、破損等した場合は、速やかに担任へ届出する義務があることを認識し、所定の届を提出します。また、タブレット等を紛失した際には、その再購入費を、破損等した際には、故意であると認められた場合はその再購入または修理に係る所定の費用を負担しなければならないことを確認しました。

・タブレット紛失 80,000 円～120,000 円程度（同等品購入及び端末設定費）

・タブレット破損 液晶ディスプレイ破損の場合、46,900 円程度～

キーボード不具合の場合、30,500 円程度～ 等（※）

・ACアダプタ紛失又は破損 10,000 円程度～

・タッチペン紛失又は破損 200 円程度～

※タブレット破損時の金額は破損箇所修理費による。修理費が購入費用を上回る場合は、同等品購入費で対応する。どちらも設定が必要となる場合は、端末設定費を含む。紛失又は破損時に係る費用は、令和7年12月時点のものであるため、市場価格や破損状況等により費用が異なる場合があります。

年 月 日

西東京市立 学校

年 組 番 氏 名 ()

保護者氏名 ()

6-1【届出様式】

年 月 日

西東京市立〇〇小（中）学校長 宛

年 組 番 氏 名
保護者氏名
管 理 番 号

学習用タブレット等紛失届（保護者用）

私は、下記の理由によりタブレット等を紛失いたしましたので、代替品の貸与をお願いいたします。なお、代替品の貸与にかかる費用を全額負担いたします。

記

1 紛失日時 年 月 日 ()

午前・午後 時 分 (時間目・教科) ごろ

※授業中の場合は時間目・教科を記載

2 場 所

--

3 紛失状況

--

6-2【届出様式】

年 月 日

学 校 名 _____

学 校 長 名 _____

印

管 理 番 号 _____

学習用タブレット等紛失届（学校用）

タブレット端末の紛失が発生しましたので、代替え品の貸与をお願いいたします。

記

1 紛失日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____)

午前・午後 _____ 時 _____ 分 (_____ 時間目・教科 _____) ごろ

※授業中の場合は時間目・教科を記載

2 場 所

3 紛失状況

6-3【届出様式】

年 月 日

西東京市立〇〇小（中）学校長 宛

年 組 番 氏 名
保護者氏名
管 理 番 号

学習用タブレット等破損届・修理願い

私は、下記の理由によりタブレット等を破損いたしましたので、届け出るとともに修理をお願いいたします。なお、故意による修理にかかる費用が全額負担となる場合があること及び費用負担である場合は、教育委員会から請求があることに同意いたします。

記

1 破損日時 年 月 日 ()

午前・午後 時 分 (時間目・教科) ごろ

※授業中の場合は時間目・教科を記載

2 場 所

3 破損内容

4 破損理由